

## **4. データ集**

# (1) 東京コメの取引価格データ

(27年3月限)

(単位:円/玄米60kg)

取引年月日	前場1節	前場2節	前場3節	後場1節	後場2節	後場3節	帳入値段
20150302	8,160	8,160	8,160	8,160	8,160	8,160	8,160
20150303	8,160	8,150	8,150	8,150	8,130	8,130	
20150304	8,130	8,130	8,130	8,110	8,110	8,110	
20150305	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	
20150306	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	
20150309	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	
20150310	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	
20150311	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	
20150312	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	
20150313	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	
20150316	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	
20150317	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	
20150318	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	
20150319	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	
20150320	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	

(4月限)

(単位:円/玄米60kg)

取引年月日	前場1節	前場2節	前場3節	後場1節	後場2節	後場3節	帳入値段
20150302	8,260	8,260	8,260	8,260	8,260	8,260	8,260
20150303	8,260	8,250	8,250	8,250	8,200	8,200	
20150304	8,200	8,200	8,200	8,200	8,180	8,180	
20150305	8,190	8,190	8,190	8,190	8,190	8,190	
20150306	8,190	8,190	8,190	8,150	8,150	8,150	
20150309	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150	
20150310	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150	
20150311	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150	
20150312	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150	
20150313	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150	
20150316	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150	
20150317	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150	
20150318	8,150	8,150	8,150	8,150	8,110	8,110	
20150319	8,110	8,110	8,110	8,110	8,110	8,110	
20150320	8,110	8,110	8,110	8,110	8,110	8,110	
20150323	8,110	8,110	8,110	8,110	8,110	8,110	
20150324	8,110	8,110	8,110	8,110	8,110	8,110	
20150325	8,110	8,110	8,110	8,110	8,110	8,110	
20150326	8,110	8,110	8,110	8,110	8,110	8,110	
20150327	8,110	8,170	8,170	8,210	8,230	8,230	
20150330	8,230	8,230	8,230	8,230	8,230	8,230	
20150331	8,230	8,250	8,250	8,240	8,250	8,250	
20150401	8,250	8,250	8,250	8,250	8,250	8,270	
20150402	8,270	8,270	8,270	8,270	8,270	8,280	
20150403	8,280	8,280	8,280	8,300	8,300	8,300	
20150406	8,300	8,300	8,300	8,300	8,330	8,330	
20150407	8,330	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	
20150408	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	
20150409	8,340	8,350	8,350	8,350	8,350	8,370	
20150410	8,370	8,380	8,390	8,390	8,400	8,400	
20150413	8,410	8,430	8,430	8,430	8,440	8,440	
20150414	8,440	8,450	8,450	8,450	8,450	8,450	
20150415	8,450	8,450	8,480	8,490	8,510	8,520	
20150416	8,530	8,530	8,570	8,570	8,580	8,580	
20150417	8,590	8,620	8,640	8,640	8,680	8,680	
20150420	8,680	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	
20150421	8,710	8,710	8,700	8,650	8,660	8,660	
20150422	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	
20150423	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	
20150424	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	
20150427	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	
20150428	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	
20150430	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	
20150501	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	
20150507	8,660	8,660	8,660	8,610	8,610	8,610	
20150508	8,610	8,610	8,610	8,610	8,610	8,610	
20150511	8,610	8,610	8,610	8,610	8,610	8,610	
20150512	8,610	8,610	8,610	8,610	8,630	8,630	
20150513	8,630	8,630	8,630	8,630	8,630	8,630	
20150514	8,630	8,630	8,630	8,630	8,630	8,630	
20150515	8,630	8,630	8,630	8,630	8,630	8,630	
20150518	8,630	8,630	8,630	8,630	8,630	8,630	
20150519	8,630	8,630	8,630	8,630	8,630	8,630	
20150520	8,630	8,630	8,630	8,630	8,630	8,630	

(5月限)

(単位:円/玄米60kg)

取引年月日	前場1節	前場2節	前場3節	後場1節	後場2節	後場3節	帳入値段
20150302	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290
20150303	8,290	8,280	8,280	8,280	8,230	8,230	
20150304	8,230	8,230	8,230	8,230	8,210	8,210	
20150305	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	
20150306	8,220	8,220	8,180	8,180	8,180	8,180	
20150309	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	
20150310	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	
20150311	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	
20150312	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	
20150313	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	
20150316	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	
20150317	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	
20150318	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	
20150319	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	
20150320	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	
20150323	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	
20150324	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	
20150325	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	8,140	
20150326	8,140	8,140	8,140	8,170	8,170	8,170	
20150327	8,170	8,170	8,170	8,210	8,230	8,230	
20150330	8,230	8,230	8,230	8,230	8,230	8,230	
20150331	8,230	8,250	8,250	8,240	8,250	8,250	
20150401	8,250	8,250	8,250	8,250	8,250	8,270	
20150402	8,270	8,270	8,270	8,270	8,270	8,280	
20150403	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280	
20150406	8,250	8,250	8,250	8,300	8,300	8,300	
20150407	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	
20150408	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	
20150409	8,300	8,300	8,300	8,300	8,340	8,340	
20150410	8,340	8,340	8,350	8,350	8,360	8,360	
20150413	8,380	8,410	8,410	8,420	8,420	8,420	
20150414	8,420	8,430	8,430	8,430	8,430	8,430	
20150415	8,430	8,430	8,430	8,440	8,470	8,490	
20150416	8,510	8,510	8,510	8,510	8,510	8,510	
20150417	8,510	8,560	8,560	8,560	8,600	8,600	
20150420	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	

注1: 帳入値段=終値。

注2: 休業日を除く。

注3: 平成27年2月限以前のデータについては、本レポートバックナンバーを参照。

URL:[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/season\\_report.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/season_report.html)

注4: 各限月の納会日(毎月20日(休業日の場合は繰り上げ))の取引は、前場で終了。

(6月限)

(単位:円/玄米60kg)

取引年月日	前場1節	前場2節	前場3節	後場1節	後場2節	後場3節	帳入値段
20150302	8,330	8,330	8,330	8,330	8,330	8,330	8,330
20150303	8,330	8,320	8,320	8,320	8,270	8,270	
20150304	8,270	8,270	8,270	8,250	8,250	8,250	
20150305	8,260	8,260	8,260	8,260	8,260	8,260	
20150306	8,260	8,260	8,260	8,220	8,220	8,220	
20150309	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	
20150310	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	
20150311	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	
20150312	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	
20150313	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	
20150316	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	
20150317	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	
20150318	8,220	8,220	8,220	8,220	8,180	8,180	
20150319	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	
20150320	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	
20150323	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	
20150324	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	
20150325	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	8,180	
20150326	8,180	8,180	8,180	8,230	8,230	8,230	
20150327	8,230	8,230	8,230	8,270	8,290	8,290	
20150330	8,290	8,290	8,300	8,300	8,300	8,300	
20150331	8,300	8,320	8,320	8,310	8,320	8,320	
20150401	8,320	8,320	8,320	8,320	8,340	8,340	
20150402	8,340	8,340	8,340	8,340	8,350	8,350	
20150403	8,350	8,350	8,350	8,370	8,370	8,370	
20150406	8,370	8,370	8,370	8,400	8,400	8,400	
20150407	8,400	8,420	8,420	8,420	8,420	8,420	
20150408	8,420	8,420	8,420	8,420	8,420	8,420	
20150409	8,410	8,420	8,420	8,420	8,440	8,440	
20150410	8,440	8,450	8,460	8,460	8,470	8,470	
20150413	8,480	8,500	8,500	8,500	8,510	8,510	
20150414	8,510	8,520	8,520	8,520	8,500	8,500	
20150415	8,500	8,500	8,530	8,540	8,560	8,570	
20150416	8,580	8,580	8,620	8,620	8,630	8,630	
20150417	8,640	8,670	8,690	8,690	8,730	8,730	
20150420	8,730	8,740	8,740	8,740	8,740	8,740	
20150421	8,760	8,750	8,700	8,710	8,710	8,710	
20150422	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	
20150423	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	
20150424	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	
20150427	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	
20150428	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	
20150430	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	
20150501	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	
20150507	8,710	8,710	8,710	8,680	8,680	8,680	
20150508	8,680	8,680	8,680	8,680	8,680	8,680	
20150511	8,680	8,680	8,680	8,680	8,680	8,680	
20150512	8,680	8,680	8,680	8,680	8,690	8,690	
20150513	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	
20150514	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	
20150515	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	
20150518	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	
20150519	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	
20150520	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	
20150521	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	
20150522	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	
20150525	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	
20150526	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	
20150527	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	
20150528	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	
20150529	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	

(7月限)

(単位:円/玄米60kg)

取引年月日	前場1節	前場2節	前場3節	後場1節	後場2節	後場3節	帳入値段
20150302	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460
20150303	8,460	8,450	8,450	8,450	8,450	8,400	8,400
20150304	8,400	8,400	8,400	8,400	8,380	8,380	8,380
20150305	8,390	8,390	8,390	8,390	8,390	8,390	8,390
20150306	8,390	8,390	8,390	8,350	8,350	8,350	8,350
20150309	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350
20150310	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350
20150311	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350
20150312	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350
20150313	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350
20150316	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350
20150317	8,340	8,340	8,340	8,340	8,340	8,340	8,340
20150318	8,340	8,340	8,340	8,330	8,330	8,290	8,290
20150319	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290
20150320	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290
20150323	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290
20150324	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290
20150325	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290	8,290
20150326	8,290	8,290	8,290	8,290	8,340	8,340	8,340
20150327	8,340	8,340	8,340	8,380	8,400	8,500	8,500
20150330	8,490	8,490	8,490	8,420	8,420	8,420	8,420
20150331	8,420	8,380	8,380	8,370	8,380	8,380	8,380
20150401	8,380	8,380	8,380	8,380	8,380	8,400	8,400
20150402	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,410	8,410
20150403	8,410	8,410	8,410	8,410	8,430	8,430	8,430
20150406	8,430	8,430	8,430	8,430	8,460	8,460	8,460
20150407	8,460	8,480	8,480	8,480	8,480	8,480	8,480
20150408	8,480	8,480	8,480	8,480	8,480	8,480	8,480
20150409	8,470	8,480	8,480	8,480	8,480	8,500	8,500
20150410	8,500	8,510	8,520	8,520	8,530	8,530	8,530
20150413	8,540	8,560	8,560	8,560	8,570	8,570	8,570
20150414	8,570	8,580	8,580	8,580	8,580	8,550	8,550
20150415	8,550	8,550	8,580	8,590	8,610	8,620	8,620
20150416	8,630	8,630	8,640	8,650	8,680	8,680	8,680
20150417	8,690	8,720	8,740	8,740	8,750	8,750	8,750
20150420	8,740	8,740	8,740	8,700	8,700	8,690	8,690
20150421	8,690	8,700	8,770	8,770	8,770	8,760	8,760
20150422	8,760	8,760	8,760	8,750	8,750	8,750	8,750
20150423	8,750	8,750	8,750	8,690	8,650	8,650	8,650
20150424	8,650	8,650	8,650	8,650	8,650	8,650	8,650
20150427	8,650	8,650	8,650	8,660	8,660	8,660	8,660
20150428	8,670	8,670	8,670	8,670	8,670	8,670	8,670
20150430	8,670	8,670	8,670	8,670	8,670	8,670	8,670
20150501	8,670	8,670	8,670	8,670	8,670	8,670	8,670
20150507	8,670	8,670	8,670	8,640	8,670	8,670	8,670
20150508	8,670	8,670	8,670	8,670	8,670	8,670	8,670
20150511	8,670	8,670	8,670	8,670	8,710	8,710	8,710
20150512	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,720	8,720
20150513	8,720	8,720	8,720	8,720	8,740	8,740	8,740
20150514	8,740	8,740	8,740	8,740	8,740	8,780	8,780
20150515	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150518	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150519	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150520	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150521	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150522	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150525	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150526	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150527	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150528	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150529	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780

(8月限)

(単位:円/玄米60kg)

取引年月日	前場1節	前場2節	前場3節	後場1節	後場2節	後場3節	帳入値段
20150302	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460
20150303	8,460	8,450	8,450	8,450	8,450	8,400	8,400
20150304	8,400	8,400	8,400	8,400	8,380	8,380	8,380
20150305	8,390	8,390	8,390	8,390	8,390	8,390	8,390
20150306	8,390	8,390	8,390	8,350	8,350	8,350	8,350
20150309	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360
20150310	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360
20150311	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360
20150312	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360
20150313	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360
20150316	8,360	8,360	8,360	8,360	8,350	8,350	8,350
20150317	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350
20150318	8,350	8,350	8,350	8,340	8,340	8,300	8,300
20150319	8,270	8,200	8,210	8,200	8,200	8,200	8,200
20150320	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
20150323	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
20150324	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
20150325	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
20150326	8,200	8,200	8,200	8,250	8,250	8,250	8,250
20150327	8,250	8,250	8,250	8,290	8,310	8,470	8,470
20150330	8,460	8,460	8,460	8,420	8,420	8,420	8,420
20150331	8,420	8,410	8,410	8,400	8,410	8,410	8,410
20150401	8,410	8,410	8,410	8,410	8,430	8,430	8,430
20150402	8,430	8,430	8,430	8,430	8,440	8,440	8,440
20150403	8,440	8,440	8,440	8,440	8,460	8,460	8,460
20150406	8,460	8,460	8,460	8,460	8,490	8,490	8,490
20150407	8,490	8,510	8,510	8,510	8,510	8,510	8,510
20150408	8,510	8,510	8,510	8,510	8,510	8,510	8,510
20150409	8,500	8,510	8,510	8,530	8,530	8,540	8,540
20150410	8,540	8,540	8,540	8,540	8,540	8,540	8,540
20150413	8,530	8,530	8,530	8,530	8,530	8,530	8,530
20150414	8,530	8,540	8,540	8,540	8,530	8,530	8,530
20150415	8,530	8,550	8,580	8,590	8,610	8,620	8,620
20150416	8,630	8,630	8,640	8,650	8,710	8,710	8,710
20150417	8,720	8,750	8,770	8,770	8,770	8,800	8,800
20150420	8,790	8,790	8,790	8,750	8,750	8,740	8,740
20150421	8,750	8,740	8,810	8,800	8,810	8,800	8,800
20150422	8,800	8,800	8,800	8,790	8,790	8,790	8,790
20150423	8,790	8,790	8,790	8,730	8,690	8,690	8,690
20150424	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690	8,690
20150427	8,690	8,690	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700
20150428	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710
20150430	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710
20150501	8,710	8,710	8,710	8,710	8,690	8,690	8,690
20150507	8,680	8,630	8,630	8,600	8,640	8,660	8,660
20150508	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660
20150511	8,660	8,660	8,660	8,740	8,740	8,740	8,740
20150512	8,740	8,750	8,750	8,750	8,760	8,760	8,760
20150513	8,760	8,760	8,760	8,760	8,790	8,790	8,790
20150514	8,790	8,790	8,790	8,790	8,830	8,830	8,830
20150515	8,820	8,820	8,820	8,790	8,790	8,790	8,790
20150518	8,790	8,790	8,790	8,800	8,790	8,790	8,790
20150519	8,790	8,790	8,790	8,750	8,750	8,750	8,750
20150520	8,750	8,750	8,750	8,750	8,750	8,750	8,750
20150521	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150522	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150525	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150526	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150527	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150528	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
20150529	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780

(9月限)

(単位:円/玄米60kg)

取引年月日	前場1節	前場2節	前場3節	後場1節	後場2節	後場3節	帳入値段
20150323	8,200	8,200	8,200	8,210	8,210	8,210	8,210
20150324	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210
20150325	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210
20150326	8,210	8,210	8,210	8,210	8,320	8,320	8,320
20150327	8,320	8,320	8,320	8,360	8,380	8,540	8,540
20150330	8,530	8,530	8,530	8,500	8,500	8,500	8,500
20150331	8,500	8,490	8,490	8,490	8,490	8,490	8,490
20150401	8,490	8,490	8,490	8,490	8,490	8,510	8,510
20150402	8,510	8,510	8,520	8,520	8,520	8,530	8,530
20150403	8,550	8,550	8,550	8,550	8,570	8,570	8,570
20150406	8,570	8,570	8,570	8,570	8,600	8,600	8,600
20150407	8,600	8,620	8,620	8,620	8,620	8,620	8,620
20150408	8,620	8,620	8,620	8,620	8,620	8,620	8,620
20150409	8,610	8,620	8,620	8,640	8,640	8,650	8,650
20150410	8,650	8,650	8,650	8,650	8,650	8,650	8,650
20150413	8,650	8,650	8,660	8,660	8,660	8,650	8,650
20150415	8,650	8,670	8,700	8,710	8,730	8,700	8,700
20150416	8,710	8,710	8,720	8,730	8,790	8,790	8,790
20150417	8,800	8,830	8,850	8,850	8,850	8,880	8,880
20150420	8,870	8,870	8,870	8,870	8,830	8,830	8,820
20150421	8,830	8,820	8,890	8,890	8,880	8,880	8,880
20150422	8,880	8,880	8,880	8,870	8,870	8,870	8,870
20150423	8,870	8,870	8,870	8,870	8,810	8,770	8,770
20150424	8,770	8,770	8,770	8,770	8,770	8,770	8,770
20150427	8,770	8,770	8,770	8,770	8,780	8,780	8,780
20150428	8,790	8,790	8,790	8,790	8,790	8,790	8,790
20150430	8,790	8,790	8,790	8,790	8,790	8,790	8,790
20150501	8,790	8,790	8,790	8,790	8,790	8,790	8,790
20150507	8,760	8,760	8,760	8,760	8,760	8,760	8,760
20150508	8,720	8,720	8,720	8,720	8,720	8,720	8,720
20150511	8,720	8,720	8,720	8,720	8,720	8,800	8,800
20150512	8,800	8,810	8,810	8,810	8,810	8,820	8,820
20150513	8,820	8,820	8,820	8,820	8,820	8,850	8,850
20150514	8,850	8,850	8,850	8,850	8,850	8,850	8,850
20150515	8,850	8,920	8,920	8,920	8,920	9,180	9,180
20150518	8,920	8,920	8,920	8,920	8,920	9,180	9,180
20150520	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250
20150521	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250
20150522	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250
20150524	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250
20150527	9,270	9,270	9,270	9,270	9,270	9,270	9,270
20150528	9,270	9,270	9,270	9,270	9,300	9,340	9,350
20150529	9,350	9,360	9,360	9,490	9,490	9,470	9,470
20150513	9,470	9,470	9,470	9,470	9,470	9,500	9,500
20150514	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,540	9,540
20150515	9,530	9,520	9,520	9,490	9,490	9,490	9,490
20150518	9,490	9,490	9,490	9,490	9,500	9,490	9,490
20150519	9,490	9,490	9,490	9,490	9,460	9,460	9,460
20150520	9,460	9,460	9,460	9,460	9,460	9,460	9,460
20150521	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490
20150522	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490
20150525	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490
20150526	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490
20150527	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490
20150528	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490
20150529	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490

(11月限)

(単位:円/玄米60kg)

<tbl

## (2) 大阪コメの取引価格データ

(27年3月限)

(単位:円/玄米60kg)

取引年月日	前場1節	前場2節	前場3節	後場1節	後場2節	後場3節	帳入値段
20150302	9,690	9,690	9,690	9,690	9,690	9,670	9,670
20150303	9,670	9,670	9,670	9,670	9,670	9,650	9,650
20150304	9,650	9,650	9,650	9,650	9,650	9,650	9,650
20150305	9,650	9,650	9,650	9,650	9,650	9,650	9,650
20150306	9,650	9,650	9,650	9,650	9,650	9,650	9,650
20150309	9,650	9,650	9,650	9,650	9,650	9,650	9,650
20150310	9,650	9,650	9,650				9,650

(4月限)

(単位:円/玄米60kg)

取引年月日	前場1節	前場2節	前場3節	後場1節	後場2節	後場3節	帳入値段
20150302	9,750	9,750	9,750	9,730	9,730	9,720	9,720
20150303	9,720	9,720	9,720	9,720	9,720	9,700	9,700
20150304	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700
20150305	9,700	9,700	9,700	9,700	9,760	9,760	9,760
20150306	9,760	9,760	9,760	9,760	9,740	9,740	9,740
20150309	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740
20150310	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740
20150311	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740
20150312	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740
20150313	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740
20150316	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740
20150317	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740
20150318	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740
20150319	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740
20150320	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740
20150323	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740
20150324	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740
20150325	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740
20150326	9,740	9,740	9,740	9,740	9,820	9,820	9,820
20150327	9,820	9,820	9,820	9,950	9,960	10,000	10,000
20150330	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
20150331	10,000	10,000	10,030	10,030	10,060	10,100	10,100
20150401	10,100	10,110	10,110	10,110	10,120	10,160	10,160
20150402	10,200	10,210	10,210	10,200	10,230	10,230	10,230
20150403	10,230	10,230	10,250	10,250	10,250	10,250	10,250
20150406	10,250	10,250	10,250	10,290	10,290	10,290	10,290
20150407	10,290	10,290	10,290	10,290	10,290	10,290	10,290
20150408	10,290	10,290	10,290	10,290	10,290	10,320	10,320
20150409	10,320	10,320	10,320	10,320	10,320	10,320	10,320
20150410	10,320	10,320	10,320				10,320

(5月限)

(単位:円/玄米60kg)

(6月限)

(単位:円/玄米60kg)

注1：帳入値段 = 終値。

注2:休業日を除く。

注3:平成27年2月限以前のデータについては、本レポートバックナンバーを参照。

URL:[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/season\\_report.htm](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/season_report.htm)

注4:各限月の納会日(毎月10日(休業日の場合は繰り上げ))の取引は、前場で終了。



(9月限)

(単位:円/玄米60kg)

取引年月日	前場1節	前場2節	前場3節	後場1節	後場2節	後場3節	帳入値段
20150311	9,850	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
20150312	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
20150313	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
20150316	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
20150317	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
20150318	9,900	9,900	9,900	9,890	9,890	9,870	9,870
20150319	9,870	9,870	9,870	9,870	9,870	9,870	9,870
20150320	9,870	9,870	9,880	9,880	9,880	9,880	9,880
20150323	9,880	9,880	9,880	9,880	9,880	9,880	9,880
20150324	9,880	9,880	9,880	9,880	9,880	9,880	9,880
20150325	9,880	9,880	9,880	9,880	9,880	9,880	9,880
20150326	9,880	9,880	9,880	9,880	9,960	9,960	9,960
20150327	9,960	9,960	9,960	10,090	10,140	10,180	10,180
20150330	10,180	10,180	10,180	10,180	10,180	10,180	10,180
20150331	10,180	10,180	10,180	10,180	10,210	10,250	10,250
20150401	10,250	10,260	10,260	10,260	10,270	10,290	10,290
20150402	10,310	10,320	10,320	10,290	10,290	10,310	10,310
20150403	10,310	10,310	10,340	10,340	10,340	10,340	10,340
20150406	10,340	10,340	10,340	10,360	10,360	10,360	10,360
20150407	10,360	10,380	10,370	10,340	10,340	10,340	10,340
20150408	10,340	10,340	10,340	10,320	10,350	10,380	10,380
20150409	10,370	10,340	10,340	10,430	10,500	10,500	10,500
20150410	10,500	10,560	10,560	10,570	10,590	10,690	10,690
20150413	10,700	10,700	10,690	10,690	10,690	10,710	10,710
20150414	10,710	10,710	10,730	10,730	10,730	10,730	10,730
20150415	10,730	10,750	10,770	10,770	10,770	10,770	10,770
20150416	10,800	10,830	10,830	10,830	10,850	10,850	10,850
20150417	10,890	10,920	10,930	10,930	10,930	10,930	10,930
20150420	10,930	10,930	10,930	10,930	10,930	10,930	10,930
20150421	10,940	10,940	10,940	11,010	11,060	11,060	11,060
20150422	11,060	11,060	11,060	10,990	10,990	10,990	10,990
20150423	10,990	10,990	10,990	10,990	10,990	10,990	10,990
20150424	10,990	10,990	10,990	10,990	10,990	10,990	10,990
20150427	10,990	10,990	10,990	10,990	10,990	10,990	10,990
20150428	10,990	10,990	10,990	10,990	10,990	10,990	10,990
20150430	10,990	10,990	10,980	10,980	10,970	10,970	10,970
20150501	10,970	10,980	10,980	10,980	10,980	10,980	10,980
20150507	10,980	10,980	10,980	11,030	11,030	11,030	11,030
20150508	11,030	11,030	11,030	11,100	11,100	11,100	11,100
20150511	11,100	11,100	11,100	11,170	11,170	11,170	11,170
20150512	11,170	11,170	11,170	11,170	11,170	11,170	11,170
20150513	11,200	11,200	11,230	11,230	11,230	11,230	11,230
20150514	11,230	11,210	11,150	11,150	11,090	11,090	11,090
20150515	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090
20150518	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090
20150519	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090
20150520	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090
20150521	11,090	11,090	11,080	11,080	11,090	11,090	11,090
20150522	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090
20150525	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090
20150526	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090
20150527	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090
20150528	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090	11,090
20150529	11,150	11,150	11,150	11,150	11,150	11,150	11,150

(10月限)

(単位:円/玄米60kg)

取引年月日	前場1節	前場2節	前場3節	後場1節	後場2節	後場3節	帳入値段
20150413	10,800	10,800	10,900	10,860	10,860	10,880	10,880
20150414	10,880	10,900	10,920	10,910	10,910	10,920	10,920
20150415	10,920	10,930	10,930	10,930	10,930	10,930	10,930
20150416	10,990	11,020	11,020	11,020	11,020	11,040	11,040
20150417	11,080	11,110	11,120	11,150	11,150	11,160	11,160
20150420	11,160	11,160	11,160	11,160	11,160	11,160	11,160
20150421	11,170	11,170	11,170	11,170	11,170	11,240	11,240
20150422	11,240	11,240	11,190	11,120	11,180	11,180	11,180
20150423	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200
20150424	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200
20150427	11,210	11,390	11,390	11,390	11,390	11,390	11,390
20150428	11,390	11,390	11,380	11,380	11,380	11,380	11,380
20150430	11,380	11,380	11,380	11,380	11,380	11,380	11,380
20150501	11,380	11,380	11,380	11,380	11,380	11,400	11,400
20150507	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400
20150508	11,390	11,380	11,380	11,380	11,380	11,380	11,380
20150511	11,380	11,380	11,380	11,380	11,380	11,450	11,450
20150512	11,450	11,450	11,450	11,440	11,440	11,480	11,480
20150513	11,510	11,510	11,510	11,510	11,510	11,510	11,510
20150514	11,510	11,490	11,430	11,380	11,320	11,390	11,390
20150515	11,390	11,390	11,390	11,390	11,390	11,390	11,390
20150518	11,390	11,390	11,390	11,390	11,390	11,400	11,400
20150519	11,370	11,370	11,370	11,370	11,370	11,370	11,370
20150525	11,370	11,370	11,370	11,370	11,370	11,370	11,370
20150526	11,370	11,370	11,370	11,370	11,370	11,370	11,370
20150527	11,370	11,340	11,340	11,340	11,340	11,340	11,340
20150528	11,340	11,340	11,340	11,360	11,360	11,430	11,430
20150529	11,430	11,430	11,430	11,430	11,430	11,430	11,430

(11月限)

(単位:円/玄米60kg)

取引年月日	前場1節	前場2節	前場3節	後場1節	後場2節	後場3節	帳入値段
20150511	11,450	11,450	11,450	11,490	11,490	11,490	11,490
20150512	11,490	11,490	11,490	11,480	11,520	11,520	11,520
20150513	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550
20150514	11,550	11,530	11,470	11,470	11,480	11,550	11,550
20150515	11,530	11,530	11,530	11,530	11,530	11,530	11,530
20150518	11,530	11,530	11,530	11,530	11,540	11,540	11,540
20150519	11,540	11,540	11,560	11,560	11,560	11,560	11,560
20150520	11,560	11,560	11,560	11,560	11,560	11,570	11,570
20150521	11,570	11,570	11,560	11,560	11,570	11,570	11,570
20150522	11,570	11,510	11,520	11,520	11,520	11,520	11,520
20150525	11,520	11,510	11,510	11,510	11,510	11,520	11,520
20150526	11,520	11,520	11,520	11,520	11,520	11,520	11,520
20150527	11,490	11,460	11,460	11,460	11,460	11,460	11,460
20150528	11,460	11,450	11,360	11,350	11,350	11,420	11,420
20150529	11,420	11,420	11,420	11,420	11,420	11,420	11,420

## **5. 參考資料**

## 米の試験上場の認可の公示について

### ○農林水産省告示第千三百三十四号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京穀物商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可の処分をしたので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣 鹿野 道彦

#### 一 商品市場を開設する者

株式会社東京穀物商品取引所

#### 二 上場商品

イ 範囲の変更前 農産物（大豆（一般大豆）、大豆（Non-GMO大豆）、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆をいう。）

ロ 範囲の変更後 農産物（米穀、大豆（一般大豆）、大豆（Non-GMO大豆）、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆をいう。）

#### 三 公示することとなった事由

商品先物取引法第百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京穀物商品取引所の既上場商品である農産物の範囲に、期限（取引を開始した日から二年を経過した日まで。ただし、二年経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。）を定めて米穀を追加する旨の業務規程の変更の認可の処分をしたため。

### ○農林水産省告示第千三百三十五号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十五条第一項の規定に基づき、関西商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る定款の変更の認可の処分をしたので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣 鹿野 道彦

#### 一 商品市場を開設する者

関西商品取引所

#### 二 上場商品

イ 範囲の変更前 農産物（大豆（Non-GMO大豆）、大豆（米国産大豆）、小豆及びとうもろこしをいう。）

ロ 範囲の変更後 農産物（米穀、大豆（Non-GMO大豆）、大豆（米国産大豆）、小豆及びとうもろこしをいう。）

#### 三 公示することとなった事由

商品先物取引法第百五十五条第一項の規定に基づき、関西商品取引所の既上場商品である農産物の範囲に、期限（取引を開始した日から二年を経過した日まで。ただし、二年経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。）を定めて米穀を追加する旨の定款の変更の認可の処分をしたため。

## 東京穀物商品取引所が米の受渡しに係る放射性物質の基準値を平成24年4月1日以降、100Bq/kgと決定したことについて

株式会社東京穀物商品取引所  
問合せ先 営業広報部  
(電話 03-3668-9317)

### 放射性物質の新基準値施行後の米穀受渡供用品の取扱いについて

厚生労働省は、平成23年3月の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受けて、食品の安全性を確保する観点から食品中の放射性物質の暫定規制値を設定していますが、より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品衛生法に基づく新基準値を設定し、その施行・適用日は本年4月1日が予定されています。新基準値案では、米穀について現在の暫定基準値500Bq/kgから100Bq/kgに引き下げることとされており、経過期間として本年9月30日までの間は、500Bq/kgを超える放射性セシウムを含有するものであってはならないこととしています。

本取引所では、米穀先物の受渡供用品について、米穀受渡細則第2条第6号に基づき「一般流通品以上の品位を有するもの」としておりますが、現物流通における対応実態及び農林水産省からも「経過措置期間において新基準値を超える米穀を現物受渡しの対象とすることは望ましくない」との考え方が示されたこと等を踏まえ、平成24年2月21日開催の取締役会において、業務規程第10条第6項及び第223条に基づき、下記の通り決定いたしましたので、お知らせ致します。

### 記

放射性物質の基準値にかかる本取引所の米穀の受渡供用品の取扱いについて、食品衛生法に基づく新基準値への改正が施行（本年4月1日を予定）された後は、業務規程第10条第6項及び第223条に基づき、新基準値（100Bq/kgの予定）を超える米穀については、経過期間にかかわらず、米穀受渡細則第2条第6号の「一般流通品以上の品位を有するもの」に該当しないものとして取扱うものとする。

関西商品取引所が米の受渡しに係る放射性物質の基準値を平成24年4月1日以降、  
100Bq/kgと決定したことについて

関 西 商 品 取 引 所

食品衛生法に基づく放射性物質の新基準値への改正施行後における本所の米穀の受渡供用品の取扱いについて

厚生労働省は、平成23年3月の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受けて、食品の安全性を確保する観点から食品中の放射性物質の暫定規制値を設定していますが、より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品衛生法に基づく新基準値を設定し、その施行・適用日は本年4月1日が予定されています。新基準値案では、米穀について現在の暫定基準値500Bq/kgから100Bq/kgに引き下げるこことされており、経過期間として本年9月30日までの間は、500Bq/kgを超える放射性セシウムを含有するものであってはならないこととしています。

本所では、従来より農産物市場における受渡供用品については、「一般流通品以上の品位を有するもの」としておりますが、現物流通における対応実態及び農林水産省からも「経過措置期間において新基準値を超える米穀を現物受渡しの対象とすることは望ましくない」との考え方が示されたこと等を踏まえ、平成24年2月21日開催の理事会において、業務規程第8条第6項及び第187条に基づき、下記の通り決定いたしましたので、貴社関係部署、委託者等に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

放射性物質の基準値にかかる本取引所の米穀の受渡供用品の取扱いについて、食品衛生法に基づく新基準値への改正が施行（本年4月1日を予定）された後は、業務規程第8条第6項及び第187条に基づき、新基準値（100Bq/kgの予定）を超える米穀については、経過期間にかかわらず、「一般流通品以上の品位を有するもの」に該当しないものとして取扱うものとする。

## 東京穀物商品取引所による米の先物取引における受渡地の拡大、合意早受渡し制度の導入について

### 東京穀物商品取引所 業務規程の一部変更（抜粋）

変更	現行
(受渡しの場所) 第112条の2 受渡しの場所は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び北海道に所在する指定倉庫とする。	(受渡しの場所) 第112条の2 受渡しの場所は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県及び栃木県に所在する指定倉庫とする。
(合意早受渡し) 第112条の18 受渡当事者は、第10条第3項、第15条第1項第6号（受渡単位）、第43条第4項、第112条の2から第112条の6まで、第112条の8から第112条の13まで及び第112条の15の規定にかかわらず、受渡当事者が建玉の全部又は一部について受渡条件について合意し、第12条第1項第5号に規定する納会日前までに、その合意について当該建玉を有する市場取引参加者等を通じて本取引所に届け出、本取引所が承認した場合には、米穀の合意に基づく早受渡しの特例に定めるところにより受渡しを行うことができる。	(新設)
附則 第1条 第112条の2（受渡しの場所）の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成24年3月26日）から施行し、2012年10月限り適用する。また、第112条の18（合意早受渡し）の新設は、平成24年4月1日又は農林水産大臣の認可の日（平成24年3月26日）のいずれか遅い日から施行する。	(新設)

## ○米穀の合意に基づく早受渡しの特例

平成 24 年 3 月 26 日制定

### (目的)

**第1条** 本特例は、業務規程第 112 条の 18 の規定に基づき、米穀の受渡しに係る受渡当事者の利便を図るため、米穀の早受渡しに関する特例の範囲を定める。

### (受渡供用品)

**第2条** 本特例により受渡しされる供用品は、国内産水稻うるち玄米とする。

### (受渡しの場所)

**第3条** 受渡しの場所は、日本国内における双方の合意した場所とする。

### (受渡日)

**第4条** 受渡日は、新甫発会日の翌営業日から、当該限月の納会日の前営業日までとする。

### (受渡値段及び受渡代金並びに消費税)

**第5条** 受渡値段及び受渡代金並びに消費税の算出は、次のとおりとする。

- (1) 受渡値段は、次条の届出書に記載された受渡日の前営業日における当該限月の帳入値段とする
- (2) 受渡代金は、前号の受渡値段に受渡当事者間で合意した格差を加減して得た金額に、次条の届出書に記載された受渡重量（呼値の単位で換算した数値）を乗じて得た金額（円未満の端数は四捨五入する。）とする。
- (3) 受渡しに賦課される消費税は、前号に規定する受渡代金を課税標準として算出した金額（円未満の端数は切り捨てる。）とする。

### (合意早受渡し届出書)

**第6条** 業務規程第112条の18の規定により、双方の合意に基づいて本取引所で早受渡しを行うときは、双方は、その合意した内容の明細及び受渡日を明記した届出書を、連署をもって、受渡日の前営業日の午後 2 時までに本取引所に届け出るものとする。また当該届出書には、受渡日、受渡場所、受渡重量及び受渡方法等が記載され、当該受渡しが行われることが確認できる契約書等の書類の写しを添付するものとする。

2 本取引所は、当該合意早受渡しの届出を受理したときは、本取引所の米穀の早受渡

しが行われたものとして処理する。

#### (建玉決済枚数と受渡品の量目との関係)

第7条 合意早受渡しにより決済できる当該限月の建玉枚数については、受渡品の量目を業務規程第15条第1項第6号において規定する取引単位に換算させた枚数の範囲内において、受渡当事者間で合意した枚数とする。ただし、受渡品の量目を取引単位に換算させる場合において、最小取引単位に比し50%を超える端数量目については、当該端数量目を最小取引単位とみなして建玉を決済することができるものとする。

#### (受渡決済の方法)

第8条 受渡しについて、渡方は指定倉荷証券のほか、本取引所の確認できる受渡書類を本取引所に差し出して行うことができる。

- 2 前項の渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額の納入时限は、受渡日の午後1時とする。
- 3 本取引所は、受方から受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額が差し出されたときは、受方に指定倉荷証券又は受渡書類を交付し、渡方には、次項に規定する届出のあった翌営業日の午後1時までに、受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を交付するものとする。
- 4 受方は、受渡日の翌々営業日後の午後2時までに、受渡しが完了した旨を本取引所に届け出なければならない。

#### (受渡履行責任)

第9条 受渡当事者は、第6条の合意早受渡しの届出内容に従い双方の責任において、受渡しを履行しなければならない。

#### (合意内容の変更)

第10条 前条の規定にかかわらず、届出内容どおりの受渡しが困難となったときは、届出書に記載された受渡日の前営業日の午後2時までに双方の連署をもって当該合意内容の変更を本取引所に届け出、本取引所の承認を得るものとする。

- 2 本取引所は、前項の変更の届出を受理したときは、当該変更された届出により受渡しが行われたものとして処理し、受渡当事者は、当該届出内容に従い双方の責任において受渡しを履行しなければならない。

#### (故障の申立)

第11条 受方は、合意早受渡しにより受渡しされた受渡品について、故障の申立をすることができない。

(その他の措置)

第12条 本特例に定めていない事項については、受渡当事者間で処理するものとする。

(改廃)

第13条 本特例の改廃は、取締役会の決議をもって行うものとし、その改廃は既存限月についても適用することができる。

附則

本特例は、平成24年4月1日又は業務規程第112条の18（合意早受渡し）の新設が農林水産大臣に認可された日（平成24年3月26日）のいづれか遅い日から施行する。

## 東京穀物商品取引所の農産物市場の移管の方針について

株式会社東京穀物商品取引所  
(営業広報課/3668-9317)

### 建玉等の処理の移管について

本取引所は、農産物市場の維持・継続のため、2013年2月の3連休を日途に建玉等の処理を他の取引所(コメは関西商品取引所。大豆、小豆、とうもろこし及び粗糖は東京工業品取引所。)に移管することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、移管日の前営業日までは本取引所において従来と同様にお取引いただけますし、移管日以降も移管先の取引所で引き続きお取引が可能(移管日までに取引を終了する必要はございません。)ですので、ご安心してお取引いただけますよう、お願い申し上げます。

## 商品取引所間における上場商品等の「建玉及び注文の処理」の移管に係る取引所規則の整備について

### 東京穀物商品取引所 業務規程の一部変更（抜粋）

変 更	現 行
<b>第11章 停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例</b>	(新 設)
<b>(停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例)</b>	(新 設)
<b>第225条</b> 本取引所又は他の商品取引所が商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等（上場商品若しくは上場商品指数又は上場商品構成物品若しくは上場商品指数対象物品をいう。以下この章において同じ。）の立会を停止し、同時に他の商品取引所又は本取引所が立会を停止する商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）であって、停止商品取引所（停止商品市場（立会を停止する商品市場の上場商品等のうち他の商品取引所又は本取引所が開設し、又は既に開設している商品市場において取引を行う上場商品等の集合体をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）、開設商品取引所（開設商品市場（停止商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）の当該商品市場をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）及び清算機構が建玉及び注文の処理の移管の取扱いその他の事項について特例を講じようとするときは、この章の規定の定めるところによる。	
<b>(建玉の取扱い等)</b>	(新 設)
<b>第226条</b> 前条の場合において、停止商品市場の取引参加者等（取引参加者及び会員をいう。以下この章において同じ。）が開設商品市場の取引参加者等となるとき（既に開設商品市場の取引参加者等となっている場合を含む。）は、停止商品市場と開設商品市場の間の建玉その他の取扱いは、次の各号に掲げるところによるものとする。	
(1) 停止商品市場の停止日に当該商品市場に存在する建玉（受渡しに係る未決済約定を除く。）は、開設商品市場の開設日（既に開設している商品市場にあっては、当該商品市場に追加する上場商品等の取引を開始する日（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する日を含む。）をいう。以下この章において同じ。）以後、当該商品市場の建玉として取り扱う。	
(2) 停止商品市場の停止日以前に当該商品市場で受け付けた注文で失効していないものは、開設商品市場の開設日以降当該商品市場において有効とし、当該商品市場の開設日において新たに受け付ける注文に対し時間的に優先する。ただし、開設商品取引所が取引の公正性の確保に支障があると認めるときは、この限りでない。	
(3) 停止商品取引所が停止商品市場の停止日以前に行った行為のうち開設商品取引所が認めるものは、開設商品市場の開設日以降、開設商品取引所と開設商品市場の取引参加者等との間で効力を有するものとする。	

## 関西商品取引所 業務規程の一部変更（抜粋）

変 更	現 行
<p><u>第9章 停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例</u></p> <p><u>(停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例)</u></p> <p><u>第189条 本所又は他の商品取引所が商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等（上場商品若しくは上場商品指数又は上場商品構成物品若しくは上場商品指数対象物品をいう。以下この章において同じ。）の立会を停止し、同時に他の商品取引所又は本所が立会を停止する商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）であつて、停止商品取引所（停止商品市場（立会を停止する商品市場の上場商品等のうち他の商品取引所又は本所が開設し、又は既に開設している商品市場において取引を行う上場商品等の集合体をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）、開設商品取引所（開設商品市場（停止商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）の当該商品市場をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）及び清算機構が建玉及び注文の処理の移管の取扱いその他の事項について特例を講じようとするときは、この章の規定の定めるところによる。</u></p> <p><u>（建玉の取扱い等）</u></p> <p><u>第190条 前条の場合において、停止商品市場の会員等（会員及び取引参加者をいう。）が開設商品市場の会員等となるとき（既に開設商品市場の会員等となっている場合を含む。）は、停止商品市場と開設商品市場の間の建玉その他の取扱いは、次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>停止商品市場の停止日に当該商品市場に存在する建玉（受渡しに係る未決済建玉を除く。）は、開設商品市場の開設日（既に開設している商品市場にあっては、当該商品市場に追加する上場商品等の取引を開始する日（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する日を含む。）をいう。以下この章において同じ。）以降、当該商品市場の建玉として取り扱う。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>停止商品市場の停止日以前に当該商品市場で受け付けた注文で失効していないものは、開設商品市場の開設日以降当該商品市場において有効とし、当該商品市場の開設日において新たに受け付ける注文に対し時間的に優先する。ただし、開設商品取引所が取引の公正性の確保に支障があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>停止商品取引所が停止商品市場の停止日以前に行った行為のうち開設商品取引所が認めるものは、開設商品市場の開設日以降、開設商品取引所と開設商品市場の会員等との間で効力を有するものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>



24先物振興発第14号  
平成24年7月19日

株式会社東京穀物商品取引所  
代表取締役社長 畑野 敬司 様



#### 農産物市場の円滑な移管と振興に向けた支援について

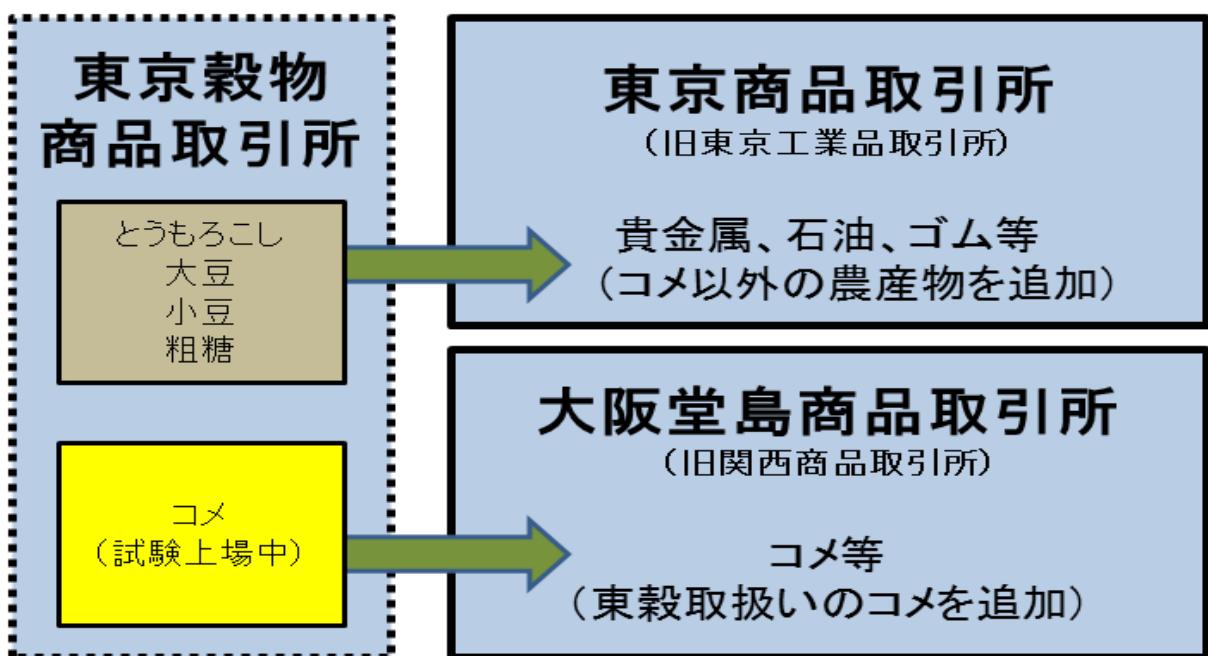
このたび、貴所農産物市場を株式会社東京工業品取引所及び関西商品取引所に移管することについて関係者間で取決めが締結され、平成25年2月12日をもって切れ目ない市場の承継が行われる運びとなりましたことは、真にご同慶の至りであります。

言うまでもなく、農産物の先物市場は今後も産業インフラとして重要な役割を果していくかなくてはなりません。そのためには、今般、市場の承継の方向が定まったことを契機に商品市場の再活性化を図ることは、極めて重要な課題であり、商品先物業界に関わる者の共通の思いであると思料いたします。

つきましては、当協会といたしましても、建玉等の処理の移管について委託者に適切に周知され、その理解が得られ、円滑な移管が実現するよう協力してまいります。また、農産物先物取引の振興につきましてもできる限りの支援をいたしますので、貴所におかれましては引き続き市場振興にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

## 東京穀物商品取引所の農産物市場の移管等について

2月12日、（株）東京穀物商品取引所の農産物市場は、（株）東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所に移管され、国内の商品取引所は以下のように再編されています。



## 大阪堂島商品取引所の定款変更の認可について

平成25年8月7日、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）の規定に基づき、大阪堂島商品取引所による米穀の先物取引の試験上場を2年間延長する旨の申請を認可しました。

### 1. 申請日

平成25年7月8日

### 2. 申請者

大阪堂島商品取引所

### 3. 申請内容

同取引所で試験上場されている米穀の取引期間を現行の2年間から2年延長し、4年間とするもの（現行の認可されている期間は、平成25年8月7日まで。）。

### 4. 認可理由

商品先物取引法第155条第3項において、取引所から定款変更の認可の申請があった場合、同項各号に定める基準に適合していると認めるとときは、認可をしなければならないこととされています。

同取引所の申請内容は、同項第4号に定める基準に適合していると認められることから、同条第1項の規定に基づき認可しました。

## 大阪堂島商品取引所の定款変更の認可等について

平成25年7月8日に大阪堂島商品取引所から米の先物取引の試験上場（2年間）を2年間延長する旨の定款変更の認可申請がありました。8月7日付で商品先物取引法（昭和25年法律第239号）の規定に基づき認可しました。また、認可に際して、同取引所に対し「米の先物取引の試験上場に当たっての留意事項について」（平成25年8月7日付け25食産第1977号食料産業局長通知）を通知しましたのでお知らせします。

### 1. 定款変更の内容

大阪堂島商品取引所で試験上場されている米穀の取引期間を当初の2年間から2年延長し、4年間とする。

### 2. 米の先物取引の試験上場に当たっての留意事項について

食料産業局長から大阪堂島商品取引所に対して以下の留意事項を通知しました。

#### 米の先物取引の試験上場に当たっての留意事項について

平成25年7月8日付け25堂島商取発第99号をもって認可申請のあった米の先物取引の試験上場に係る定款の変更については、農林水産省指令25食産第1904号により認可されたところであるが、「十分な取引量が見込まれない」との懸念のほか、特に、試験上場の延長申請を判断する際の具体的な判断要素が明らかではなく、際限なく試験上場の延長が繰り返されるのではないかとの懸念が示されているところである。

このため、今後、米の試験上場については、下記のとおり運用することとするので、あらかじめ留意されたい。

#### 記

試験上場は市場の成長性を見定める制度であり、際限なく延長を認めることは、制度の趣旨に合致しないものと考えられる。

このため、市場をめぐる状況に特別の事情がないことを前提に、仮に米の試験上場の再延長申請があった場合には、これまでの実績を上回るものであるかどうか、取引参加者の多様化が図られているかどうかに加えて、過去に本上場に移行した商品の取引水準を判断の要素とすることを基本とする。

## 東京コメ・大阪コメの商品設計の変更（平成26年10月限より適用）

### ○ 東京コメ

事項	平成26年1月限～9月限	平成26年10月限以降
受渡供用品	コシヒカリ(全国) ひとめぼれ(東北) あきたこまち(秋田) はえぬき(山形) きらら397、ななつぼし(北海道) つがるロマン、まっしぐら(青森)	標準品を除く、農産物検査法に基づく 検査規格水稻うるち玄米合格品
受渡供用品の格差	以下について-200円 コシヒカリ(福島中通り・浜通り) ひとめぼれ(東北) はえぬき(山形) きらら397、ななつぼし(北海道) つがるロマン、まっしぐら(青森)	産地・銘柄間の格差を撤廃
取引単位・受渡単位	取引単位:100俵 受渡単位:200俵	取引単位:200俵 受渡単位:200俵

### ○ 大阪コメ

変更なし

## 大阪堂島商品取引所 業務規程の一部変更（抜粋）

変更	現行																																																				
<p><b>第2章 取引の対象等、期限、呼値及び単位</b></p> <p><b>第1節 現物先物取引及び実物取引</b></p> <p><b>(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)</b></p> <p>第9条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次のとおりとし、実物取引は取引当事者の約定によるものとする。</p> <table> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼値</th> <th>呼値の単位</th> <th>取引単位及び受渡単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ~ (3)</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 米穀</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 第8条第2項第4号のイに定める米穀</td> <td>1俵(60キログラム)</td> <td>10円</td> <td>1枚(3,000キログラム)</td> </tr> <tr> <td>ロ 同号のロに定める米穀</td> <td>1俵(60キログラム)</td> <td>10円</td> <td>1枚(<u>12,000キログラム</u>)</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><u>(削る)</u></td></tr> <tr> <td>(5) ~ (9)</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	呼値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位	(1) ~ (3)	(省略)			(4) 米穀				イ 第8条第2項第4号のイに定める米穀	1俵(60キログラム)	10円	1枚(3,000キログラム)	ロ 同号のロに定める米穀	1俵(60キログラム)	10円	1枚( <u>12,000キログラム</u> )	<u>(削る)</u>				(5) ~ (9)	(省略)			<p><b>第2章 取引の対象等、期限、呼値及び単位</b></p> <p><b>第1節 現物先物取引及び実物取引</b></p> <p><b>(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)</b></p> <p>第9条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次のとおりとし、実物取引は取引当事者の約定によるものとする。</p> <table> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼値</th> <th>呼値の単位</th> <th>取引単位及び受渡単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ~ (3)</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 米穀</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 第8条第2項第4号のイに定める米穀</td> <td>1俵(60キログラム)</td> <td>10円</td> <td>1枚(3,000キログラム)</td> </tr> <tr> <td>ロ 同号のロに定める米穀</td> <td>1俵(60キログラム)</td> <td>10円</td> <td><u>取引単位</u> 1枚(<u>6,000キログラム</u>) <u>受渡単位</u> <u>1枚(12,000キログラム)</u></td> </tr> <tr> <td>(5) ~ (9)</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	呼値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位	(1) ~ (3)	(省略)			(4) 米穀				イ 第8条第2項第4号のイに定める米穀	1俵(60キログラム)	10円	1枚(3,000キログラム)	ロ 同号のロに定める米穀	1俵(60キログラム)	10円	<u>取引単位</u> 1枚( <u>6,000キログラム</u> ) <u>受渡単位</u> <u>1枚(12,000キログラム)</u>	(5) ~ (9)	(省略)		
種類	呼値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位																																																		
(1) ~ (3)	(省略)																																																				
(4) 米穀																																																					
イ 第8条第2項第4号のイに定める米穀	1俵(60キログラム)	10円	1枚(3,000キログラム)																																																		
ロ 同号のロに定める米穀	1俵(60キログラム)	10円	1枚( <u>12,000キログラム</u> )																																																		
<u>(削る)</u>																																																					
(5) ~ (9)	(省略)																																																				
種類	呼値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位																																																		
(1) ~ (3)	(省略)																																																				
(4) 米穀																																																					
イ 第8条第2項第4号のイに定める米穀	1俵(60キログラム)	10円	1枚(3,000キログラム)																																																		
ロ 同号のロに定める米穀	1俵(60キログラム)	10円	<u>取引単位</u> 1枚( <u>6,000キログラム</u> ) <u>受渡単位</u> <u>1枚(12,000キログラム)</u>																																																		
(5) ~ (9)	(省略)																																																				

注：第9条第1項第4号のロ（取引単位及び受渡単位）の変更については、平成26年10月限から適用するものとし、平成26年9月限以前の限月については、なお従前の例による。

## 東京コメ・大阪コメの商品設計の変更（平成27年10月限より適用）

### ○ 東京コメ

	平成27年9月限まで	平成27年10月限以降
標準品	コシヒカリ(茨城・栃木・千葉)	あさひの夢(栃木・群馬) 彩のかがやき(埼玉) ふさおとめ・ふさこがね(千葉)

### ○ 大阪コメ

	平成27年9月限まで	平成27年10月限以降
標準品	コシヒカリ(石川・福井)	コシヒカリ(滋賀・三重)

## 大阪堂島商品取引所 業務規程の一部変更（抜粋）

変更	現行
<p><b>(現物先物取引の標準品等)</b></p> <p>第8条 現物先物取引は、標準品による格付受渡しの方法によるものとし、その標準品、格付による受渡供用品及び格付表（米穀にあっては価格調整表という。以下同じ。）その他格付に関する事項は、理事会がこれを定める。</p> <p>2 現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 米 穀</p> <p>イ 大阪コメ（滋賀県産コシヒカリ及び三重県産コシヒカリをいう。）</p> <p>ロ 東京コメ（栃木県産あさひの夢、群馬県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ及び千葉県産ふさこがねをいう。） なお、イ及びロのいずれにあっても、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等合格品</p> <p>(5)～(9) 省略</p>	<p><b>(現物先物取引の標準品等)</b></p> <p>第8条 現物先物取引は、標準品による格付受渡しの方法によるものとし、その標準品、格付による受渡供用品及び格付表（米穀にあっては価格調整表という。以下同じ。）その他格付に関する事項は、理事会がこれを定める。</p> <p>2 現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 米 穀</p> <p>イ コシヒカリ（石川県産及び福井県産）のうち、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等合格品</p> <p>ロ コシヒカリ（茨城県産、栃木県産及び千葉県産）のうち、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等合格品</p> <p>(5)～(9) 省略</p>

注：第8条第2項第4号イにあっては平成27年4月13日に、同項第4号ロにあっては平成27年4月21日に新甫発会する平成27年10月限から実施する。

## 東京コメ・大阪コメの指定倉庫の追加

### ○ 東京コメ

	平成27年10月限まで	平成27年11月限以降
受渡場所	東京都、神奈川県、千葉県及び茨城県に所在する指定倉庫	東京都、神奈川県、千葉県、茨城県及び <u>大阪府</u> に所在する指定倉庫

### ○ 大阪コメ

	平成27年11月限まで	平成27年12月限以降
受渡場所	大阪府、兵庫県及び京都府に所在する指定倉庫	大阪府、兵庫県、京都府及び <u>東京都</u> に所在する指定倉庫

## 東京コメ・大阪コメの価格調整表

### ○ 東京コメ（平成27年7～9月限適用、平成26年12月17日制定）

玄米60kg当たり

産地品種銘柄	平成26年産	
	1等	2等
関東コシヒカリ (茨城県産、栃木県産、千葉県産)	標準品	平成26年産1等の調整額から 600円減額
標準品を除く、農産物検査法に基づく 検査規格水稻うるち玄米合格品	0円	

### ○ 大阪コメ（平成27年7～9月限適用、平成26年12月17日制定）

玄米60kg当たり

産地品種銘柄	平成26年産	
	1等	2等
北陸コシヒカリ(石川県産、福井県産)	標準品	
新潟県産コシヒカリ	0円	
福島県産コシヒカリ(会津)	0円	
福島県産コシヒカリ(中通り)	-300円	
福島県産コシヒカリ(浜通り)	-300円	
茨城県産コシヒカリ	-300円	
栃木県産コシヒカリ	-300円	
千葉県産コシヒカリ	-300円	
長野県産コシヒカリ	-300円	
富山県産コシヒカリ	0円	
三重県産コシヒカリ	-300円	
滋賀県産コシヒカリ	-300円	
京都府産コシヒカリ	-300円	
兵庫県産コシヒカリ	-300円	
鳥取県産コシヒカリ	-300円	
島根県産コシヒカリ	-300円	
岡山県産コシヒカリ	-300円	
山口県産コシヒカリ	-300円	
熊本県産コシヒカリ	0円	
その他府県産コシヒカリ	-300円	

平成26年産1等の調整額から  
600円減額

注：現在、価格調整表は、概ね3か月ごとに見直し。

## 東京コメ・大阪コメの価格調整表

### ○ 東京コメ（平成27年10月限以降適用、平成27年3月26日制定）

玄米60kg当たり

産地品種銘柄	平成27年産		平成26年産 供用期限：平成27年12月限まで	
	1等	2等	1等	2等
東京コメ (栃木県産あさひの夢、 群馬県産あさひの夢、 埼玉県産彩のかがやき、 千葉県産ふさおとめ、 千葉県産ふさこがね)	標準品	平成27年産1等の 調整額から 600円減額	平成27年産1等の 調整額から 1,000円減額	平成27年産1等の 調整額から 1,600円減額
標準品を除く、農産物検査法に基づく 検査規格水稻うるち玄米	0円			

### ○ 大阪コメ（平成27年10月限以降適用、平成27年3月26日制定）

玄米60kg当たり

産地品種銘柄	平成27年産		平成26年産 供用期限：平成27年12月限まで	
	1等	2等	1等	2等
大阪コメ (滋賀県産コシヒカリ、 三重県産コシヒカリ)	標準品	平成27年産1等の 調整額から 600円減額	平成27年産1等の 調整額から 1,500円減額	平成27年産1等の 調整額から 2,100円減額
標準品を除く、農産物検査法に基づく 国内産コシヒカリ	0円			

注：現在、価格調整表は、概ね3か月ごとに見直し。

## 【本レポートの主な用語解説】

先物取引（さきものとりひき）	将来の一定の時期において、商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該商品の現物の受渡し若しくは建玉の転売又は買い戻しによる差金の授受によって終了することのできる取引のこと。
限月（げんげつ）	先物取引において売買約定（やくじょう）を最終的に決済しなければならない月のこと。
発会（はっかい）	新しく取引される限月の最初の立会のことで、その日を新甫（しんぽう）発会日という。
納会（のうかい）	売買契約の決済期限となる取引の最後の立会のこと。納会までに反対売買によって取引を終了しなかった建玉は、受渡しにより決済することとなる。
期先（きさき）	先物取引において、現時点で決済期限を最も後に迎える限月のことをいう。
期近（きぢか）	先物取引において、現時点で決済期限を最も早くに迎える限月のことをいう。
始値（はじまりね）	前場または後場の立会が始まった最初の値段のこと。
高値（たかね）	相場が高いこと。またはある期間内の一一番高い値段のこと。
安値（やすね）	相場が安いこと。またはある期間内の一一番安い値段のこと。
終値（おわりね）	一日の最終約定値段のことをいう。
枚（まい）	取引所における取引の基本となる取引数量または受渡数量を表す最小取引単位の呼称のこと。
建玉（たてぎょく）	取引所において売買取引された売買約定によるもので、未決済のもの。
取組（とりくみ）	売りと買いとが取り組むということから、成立した建玉を取組といい、この未決済売買契約の数量を「取組高」という。
出来高（できだか）	市場において売買約定の成立した数量のことをいう。
制限幅（せいげんはば）	相場が極端に上下し、市場が混乱することを避けるために、取引所が定めた一日に変動する最大の幅のこと。
早受渡し（はやうけわたし）	先物取引の受渡しは、当月限の一定日であって、それ以前は受渡しの必要はないが、受渡日到来前に受渡しを希望する者は取引所に申し出て、受渡日到来前でも受渡しを行うことのできる制度のことをいう。
商品先物取引法※（しょうひんさきものとりひきほう）	商品先物取引に関する法律。同法に基づき、商品取引所、商品取引清算機関、商品先物取引業者、商品先物取引協会（商品先物取引業者の自主規制組織）等に関する許認可・監督等を行っている。

出典：大阪堂島商品取引所HP「先物取引用語集」（※については、農林水産省が作成。）

### 【商品先物取引のリスクについて】

商品先物取引は、相場の変動幅が小さくても大きな額の利益又は損失が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であり、また、商品先物市場の価格変動が予測に反して推移した場合には損失が発生する可能性や預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあります。

商品先物取引を行う場合には、これらの点を含め、取引の仕組みやリスクについて十分に理解した上で、許可を受けた商品先物取引業者又は登録を受けた商品先物取引仲介業者を通じて行っていただきますようご注意願います。

この他、商品先物取引に関する注意点等については、農林水産省のホームページなどをご覧ください。

## 【利用上の注意】

- 1 「米先物取引の試験上場に関するシーズンレポート」は、特に記載がない限り、商品取引所における日々の取引データから得られた情報をもとに農林水産省において作成したものです。
- 2 本レポートの作成に当たり情報の正確性等について細心の注意を払っておりますが、その正確性及び完全性について保証するものではなく、また、将来の市場環境の変動、運用成果等を約束又は予想するものではありません。本レポートに記載された情報の使用又は使用不能により生じた結果については、当省は一切の責任を負いかねます。
- 3 本レポートの引用等を行う場合は、出所を明記してください。

【農林水産省 食料産業局 商品取引グループＨＰ】（農産品関係）

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/index.html>

【経済産業省 商務情報政策局商務流通保安グループ 商取引・消費経済政策課ＨＰ】

（工業品関係）

<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/index.html>

【東京商品取引所ＨＰ】

<http://www.tocom.or.jp/jp/index.html>

【大阪堂島商品取引所ＨＰ】

<http://ode.or.jp/>

【日本商品先物取引協会ＨＰ】

<http://www.nisshokyo.or.jp/index.html>

【本レポートに関するお問い合わせ先】

食料産業局 商品取引グループ

担当者：坂本、大西、堀

代表：03-3502-8111（内4177）

ダイヤルイン：03-6744-1860

FAX：03-3502-6847